

活動部	災害時役割	災害時役割の具体的な進め方とその手順
情報部	官公庁・防災機関との情報収集 住民に対して情報伝達及び記録 地域防災拠点運営に参加	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時一般の固定電話やEメール等が不通でも情報の受伝達を行うことができるように通信手段の多様化を図る。 ・ライフラインが遮断されているときは正確な情報収集に努めます。(防災通信No.26) ・住民への周知は放送設備による伝達のほか、棟別伝言板を利用して紙面による広報媒体も行うものとする。 ・地域防災拠点が開設された際にはその運営に参加すること。これには当該団地の住民の避難の有無にかかわらずの参加とする。 ・地域力を生かした「地域復興協議会」なるものを設置し円滑な復興に積極的に参画すること。
救援救護部	「安否確認」による要援護者把握 応急医療チームの編成と実施 要援護者への活動実施	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃訓練している「安否確認」作業を行い、要援護者及び帰宅困難者を把握します。 ・負傷者の応急処置を開始します。脈拍や呼吸を確認し必要な事態の時は心肺蘇生施術を行います。(トリアージの実施) ・止血方法、骨折の応急処置、AED機器の取り扱いなど医療従事者や講習会修了者を把握しておきます。 ・高齢者など、緊急時に手助けが必要な方が安全を図れるように要援護者リスト及び支援者リストを作りましょう。(要援護者とは高齢者、乳幼児、妊婦、障害者、病気・怪我をしている人、外国人等のことです。)
衛生部	衛生対策の広報 防疫対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅内全域の衛生面の指導監視をおこない、疫病対策に万全を期すこと。 ・震災後の漏水事故対策にトイレパックの利用を勧めますが、一回使用するたびに口を縛りビニール袋を敷いたバケツなどに入れておきます。ゴミ回収の指定された日までのご自分の保管となります。(防災通信No.25) ・仮設トイレが設置されたときは共有にて使用することになりますが、一回使用するたびに口を縛りご自分にて持ち帰りとなります。次回の方が使いやすいうように衛生面にも指導することです。 ・震災の時期、天候、環境、居住者の協力具合により防疫対策が必要な時は区本部の指導による。
ライフライン部	給食・給水活動支援 生活相談コーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・震災でハイツの建物が倒壊せずに多少傾いたり壁にヒビが入った状態の際ではご自宅での生活となります。 ・震災後発生する問題がライフライン欠如です。電気、水道、ガス、電話、汚水下水管等を使用しない生活です。 ・7日分の食料と水、トイレパック備蓄品と医薬品等を用いての生活となります。 ・7日を過ぎた頃より区本部からの支援が入りますが、救援物資部と協力してください。 ・「生活相談コーナー」を設置し住民の不安や心配及び問題点の取り除きに努めます。(停電対応は防災通信No.26)
防火部	消火体制の確立 消防機関への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火は班または隣近所の協力により実施されます。各家庭の消火器を持ち寄っての活動です。 ・初期消火に失敗し、炎が天井に達した時は消火活動の専門家に任せること。(棟別消火栓、防災通信No.24) ・緊急車両の出入りする場所、消防用活動用地の確保。消火活動が円滑に行えるように協力する。
復旧対策部	共有部破損箇所応急手当 液状化確認、団地内清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本震による共有部分の被害発生箇所と液状化、地盤の隆起、陥没等応急補修工事の実施。 ・余震などで2次災害が発生しそうな箇所、居住者がケガをしそうな場所の注意喚起と保安仮囲。 ・団地内清掃活動の実施。
教育広報部	棟別伝言板の設置・活用 ボランティア受け入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対し棟別伝言板を設置し、本部からの連絡事項・防犯問題または個人の安否情報を掲示する。 ・これらの掲示は紙による広報媒体を主とする。避難する際には避難先を書いた紙を掲示板と玄関ドアに貼ります。 ・ボランティア派遣要請を区本部を通じて行い窓口の一本化を図る。入場するボランティアの識別をする。
救援物資部	給食・支援物資等の調達と配分 炊き出し活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後7日間は家庭内備蓄にて対応する事になります。 ・その後の物資調達、物資供給は戸塚区災害対策本部の調達・供給・指示によりますが、的確な情報を得ること。 ・災害対策本部の指示による炊き出し活動を実施。人員資機材の確保後活動に入る。
避難誘導部	避難行動の実施呼びかけ エレベーター閉じ込め救出	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火に失敗した火災の場合や、柱や梁など主要構造物に大きな損傷があり危険な場合、居住者を当該建物外に避難させます。(震災時の緊急行動、防災通信No.28) ・避難先は地域防災拠点(ハイツの場合は市立横浜深谷台小学校)です。 ・避難者のご自分の備蓄品、非常持ち出し品を持参すること。 ・エレベーターのかご内に閉じ込められた人がいないか確認。救出にはその訓練を受けた人が対応する。
事務局	各部の円滑な活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を第一集会所A/B会議室に設置する。又、本部で利用する備品を予め備えておく。 ・対策本部の役割分担、各部の責任者名などスタッフの名簿作成、ホワイトボードへの掲示。 ・各部の活動開始、終了報告、問題点の纏めを含め、円滑な活動を調整・支援する。

- * 各活動部の進め方と手順の細部については、当該部内にて打ち合わせを行い、副本部長及び本部長の承諾を得ること。
- * この組織は津波による被災、放射能又は他の化学物質による被災、木造家屋対策、建物の倒壊等を除外して考えています。
- * 災害予測 : 震度6強の地震によりハイツでは建造物の壁・床・ドア・窓には被害を受けた。ライフラインが全て欠如しているが最低限度の生活をその自宅内にて送ることができると予測した。